

I P通信網サービス契約約款の一部改正
新旧対照

旧	新
附 則（令和6年5月24日企営第155500000348号） (実施期日)	附 則（令和6年5月24日企営第155500000348号） (実施期日)
第1条（略） (経過措置)	第1条（略） (経過措置)
第2条（略） (その他)	第2条（略） (その他)
第3条（略）	第3条（略）
第4条 当社は、令和6年6月1日から <u>令和8年1月31日</u> までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s、1Gb/sのプラン2若しくはプラン3のもの若しくはメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのもの又は第1条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されているI P通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）に係るI P通信網契約者から、メニュー5-1の10Gb/sのプラン1のもの又はメニュー5-2の10Gb/sのものに係るI P通信網契約への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、 <u>令和8年4月30日</u> までに当社がそのI P通信網サービスの提供を開始した場合は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費については料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。	第4条 当社は、令和6年6月1日から <u>令和8年5月31日</u> までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s、1Gb/sのプラン2若しくはプラン3のもの若しくはメニュー5-2の100Mb/sのカテゴリー3-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのもの又は第1条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されているI P通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）に係るI P通信網契約者から、メニュー5-1の10Gb/sのプラン1のもの又はメニュー5-2の10Gb/sのものに係るI P通信網契約への品目等の変更の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、 <u>令和8年8月31日</u> までに当社がそのI P通信網サービスの提供を開始した場合は、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費については料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。
ただし、そのI P通信網契約への品目等の変更と同時に移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、この限りでありません。	ただし、そのI P通信網契約への品目等の変更と同時に移転の請求があり、当社がその請求を承諾した場合は、この限りでありません。
2（略）	2（略）
第5条 当社は、令和6年6月1日から <u>令和8年1月31日</u> までの間に音声利用I P通信網サービス契約約款における第1種サービス若しくは第2種サービス（プラン2のタイプ2のメニュー1に係るものに限ります。）又は音声利用I P通信網サービス契約約款における第1条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている音声利用I P通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）に係る第1種契約者又は第2種契約者から、その音声利用I P通信網契約の解除の通知と同時にメニュー5-1の10Gb/sのプラン1のもの又はメニュー5-2の10Gb/sのものに係るI P通信網契約（そのI P通信網契約者（そのI P通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのI P通信網契約者が指定する者とします。）と解除の通知があった音声利用I P通信網サービス契約約款における第1種サービス若しくは第2種サービス（プラン2のタイプ2のメニュー1に係るものに限ります。）又は音声利用I P通信網サービス契約約款における第1条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている音声利用I P通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）に係る第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限ります。）であって、 <u>令和8年4月30日</u> までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。	第5条 当社は、令和6年6月1日から <u>令和8年5月31日</u> までの間に音声利用I P通信網サービス契約約款における第1種サービス若しくは第2種サービス（プラン2のタイプ2のメニュー1に係るものに限ります。）又は音声利用I P通信網サービス契約約款における第1条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている音声利用I P通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）に係る第1種契約者又は第2種契約者から、その音声利用I P通信網契約の解除の通知と同時にメニュー5-1の10Gb/sのプラン1のもの又はメニュー5-2の10Gb/sのものに係るI P通信網契約（そのI P通信網契約者（そのI P通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのI P通信網契約者が指定する者とします。）と解除の通知があった音声利用I P通信網サービス契約約款における第1種サービス若しくは第2種サービス（プラン2のタイプ2のメニュー1に係るものに限ります。）又は音声利用I P通信網サービス契約約款における第1条（約款の適用）に規定する別段の合意に基づく料金その他の提供条件により提供されている音声利用I P通信網サービス（別に定める利用規約により提供されているものに限ります。）に係る第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限ります。）の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限ります。）であって、 <u>令和8年8月31日</u> までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったときは、その契約者回線の設置に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて0円を適用します。
2（略）	2（略）
3（略）	3（略）

新旧対照

旧	新																				
附 則（令和6年10月25日企営第155500000469号） (実施期日)	附 則（令和6年10月25日企営第155500000469号） (実施期日)																				
第1条（略）	第1条（略）																				
第2条 当社は、令和6年11月1日から <u>令和8年1月31日</u> までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3又はメニュー5-2（カテゴリー3-1のものに限ります。）に係るIP通信網契約の申込み（光コラボレーションモデルに関する契約に係るもの、事業者変更に係るもの及び料金表別表3に規定する利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）と同時に申出のあった日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの継続利用（以下この附則において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間（以下この附則において「長期継続利用期間」といいます。）におけるそのIP通信網サービスに係る利用料金（2-5-1(1)に規定する基本料の部分に限ります。）について、次表に規定する額を減額して適用します。	第2条 当社は、令和6年11月1日から <u>令和8年5月31日</u> までの間にメニュー5-1の100Mb/sのプラン5-1、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3又はメニュー5-2（カテゴリー3-1のものに限ります。）に係るIP通信網契約の申込み（光コラボレーションモデルに関する契約に係るもの、事業者変更に係るもの及び料金表別表3に規定する利用料金の割引の適用を受けるものを除きます。）と同時に申出のあった日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの継続利用（以下この附則において「長期継続利用」といいます。）の申出があった場合には、その期間（以下この附則において「長期継続利用期間」といいます。）におけるそのIP通信網サービスに係る利用料金（2-5-1(1)に規定する基本料の部分に限ります。）について、次表に規定する額を減額して適用します。																				
ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により <u>令和8年5月1日</u> 以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。	ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により <u>令和8年9月1日</u> 以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目及び細目</th> <th>利用料（基本料）の減額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	品目及び細目	利用料（基本料）の減額（月額）	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>品目及び細目</th> <th>利用料（基本料）の減額（月額）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	品目及び細目	利用料（基本料）の減額（月額）	(略)														
品目及び細目	利用料（基本料）の減額（月額）																				
(略)	(略)																				
(略)	(略)																				
(略)	(略)																				
(略)	(略)																				
品目及び細目	利用料（基本料）の減額（月額）																				
(略)	(略)																				
(略)	(略)																				
(略)	(略)																				
(略)	(略)																				
2 ～ 4	2 ～ 4																				

新旧対照

旧	新
<p>第3条 当社は、令和6年11月1日から令和8年1月31日までの間にメニュー5－1の10Gb/sのプラン1又はメニュー5－2の10Gb/sに係るIP通信網契約者（光コラボレーションモデルに関する契約に係るIP通信網契約者並びに過去に附則別表1のケ及び当社が別に定めるものの適用を受けたIP通信網契約に係るIP通信網契約者を除きます。）から、申出のあった日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの長期継続利用の申出があった場合（IP通信網契約の申込み（事業者変更に伴うものに限ります。）と同時の場合を除きます。）には、その長期継続利用期間におけるそのIP通信網サービスに係る利用料金（2－5－1(1)に規定する基本料の部分に限ります。）について、月額2,500円（税込価格 2,750円）を減額して適用します。</p> <p>ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により<u>令和8年5月1日</u>以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。</p> <p>2 ～（略） 5 第4条 ～（略） 第8条</p>	<p>第3条 当社は、令和6年11月1日から<u>令和8年5月31日</u>までの間にメニュー5－1の10Gb/sのプラン1又はメニュー5－2の10Gb/sに係るIP通信網契約者（光コラボレーションモデルに関する契約に係るIP通信網契約者並びに過去に附則別表1のケ及び当社が別に定めるものの適用を受けたIP通信網契約に係るIP通信網契約者を除きます。）から、申出のあった日から起算してその日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの長期継続利用の申出があった場合（IP通信網契約の申込み（事業者変更に伴うものに限ります。）と同時の場合を除きます。）には、その長期継続利用期間におけるそのIP通信網サービスに係る利用料金（2－5－1(1)に規定する基本料の部分に限ります。）について、月額2,500円（税込価格 2,750円）を減額して適用します。</p> <p>ただし、そのIP通信網契約者の責めに帰すべき理由により<u>令和8年9月1日</u>以降の日に当社がそのIP通信網サービスの提供を開始した場合は、この限りでありません。</p> <p>2 ～（略） 5 第4条 ～（略） 第8条</p>
	<p>附 則（令和8年1月22日企営第15550000838号） (実施期日)</p> <p>第1条 この改正規定は、令和8年2月1日から実施します。 (経過措置)</p> <p>第2条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 (その他)</p> <p>第3条 企営第15550000348号（令和6年5月24日）の附則第4条第1項、第5条第1項、企営第15550000469号（令和6年10月25日）の附則第2条第1項及び第3条第1項中「令和8年1月31日」を「令和8年5月31日」に、「令和8年4月30日」を「令和8年8月31日」に、「令和8年5月1日」を「令和8年9月1日」に改めます。</p>